

4 仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売取扱要領

この要領は、奈良県中央卸売市場（以下「市場」という。）の卸売業者が行う市場の仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売（以下「転送」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

1 卸売の相手方等

奈良県中央卸売市場条例（昭和 52 年 4 月奈良県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 48 条第 1 項ただし書の規定による卸売の相手方

- （1）転送を受けた物品を奈良県外において、卸売し、加工し、又は小売等を行う者でなければならない。
- （2）卸売業者は、転送の相手方について転送を行う前に転送の相手方届出書（第 1 号様式）1 部を奈良県中央卸売市場場長（以下「場長」という。）に提出しなければならない。

2 転送物品の数量

条例第 48 条第 1 項ただし書の規定による転送を行うことができる物品の数量は、卸売業者ごとに当該物品の品目と同一の物品で当日上場するものの数量の 100 分の 30 以内で、かつ、市場の適正な価格形成に支障をきたさない数量でなければならない。

3 転送物品の価格

条例第 48 条第 1 項ただし書の規定による転送を行った物品の価格は、当該物品の品目及び等級と同一の物品で、当日市場においてせり売又は入札の方法により卸売したもの（せり売又は入札の方により卸売をした物がない場合は、相対売又は定価売の方法により卸売した物）の卸売価格によらなければならない。

4 買受代金の支払義務

条例第 48 条第 1 項ただし書の規定による卸売業者と転送の相手方との間の支払猶予の特約の期間は、卸売業者と仲卸業者又は売買参加者との間の支払猶予の特約の期間を超えないものでなければならない。

5 販売原票等への記載

卸売業者は、転送を行った時は、当該物品の販売原票及び売渡票にその旨を記載しなければならない。ただし、条例第 54 条第 2 項に規定する電子商取引にかかる委託物品の卸売については、売渡票を作成しなくても良い。

6 卸売届出書の提出期限

条例第 48 条第 1 項ただし書の規定による仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売届出書は、転送を行った日の翌日の正午までに場長に提出しなければならない。

附 則 この要領は、条例の施行の日から実施する。

附 則 この要領は、昭和 54 年 6 月 13 日から実施する。

附 則 この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 この要領は、平成 17 年 5 月 1 日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の 1 の (1) の①の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日までに受けた承認については、なお従前の例による。

附 則 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例（令和 2 年 3 月奈良県条例第 48 号）の施行期日と同日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の 1 (2) の規定にかかわらず、施行期日の前日までに受けた承認については、なお従前の例による。

附 則 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（1の（2）関係）

転送の相手方届出書

年 月 日

奈良県中央卸売市場場長 殿

奈良県中央卸売市場 部卸売業者
氏名又は名称
及び代表者氏名

下記の者について、転送の相手方として転送を行いたいので、届け出ます。
なお、仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者とあらかじめ協議を行っております。

記

新規のみ ○を記載	氏名又は名称及び 代表者	事業所の所在地	備考

注 新規の相手方については、相手方がわかる書類を添付すること

注 商号等の変更があれば、再度提出すること